41 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
42 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］
43 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
44 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
45 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
46 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　略］
47 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
48 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
49 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
50 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
51 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
三　戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
52 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53 法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
54 法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
55 法別表第三の七の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
56 法別表第三の七の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項若しくは第四条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

39 法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
40 法別表第三の七の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］
41 法別表第三の七の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
42 法別表第三の七の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
43 法別表第三の七の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
44 法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十　同上］
45 法別表第三の七の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
46 法別表第三の七の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
47 法別表第三の七の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
48 法別表第三の七の十九の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
49 法別表第三の七の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］
50 法別表第三の七の二十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
51 法別表第三の七の二十二の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
52 法別表第三の七の二十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
53 法別表第三の七の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
［新設］